

令和2年度 秩父広域市町村圏組合入札・契約制度について

1 入札方法、業者選定について

(1) 一般競争入札

設計金額が1,000万円以上の建設工事の案件は、原則として**一般競争入札**で執行し、圏域内業者を優先とした参加要件とします。圏域内業者で対応困難な特殊工事等についても原則として、**一般競争入札**で執行します。

また、建設工事に係る設計・調査・測量業務の案件は、設計金額に関わらず、原則として**一般競争入札**で執行します。

(2) 指名競争入札

設計金額が1,000万円未満の建設工事の案件は、原則として**指名競争入札**で執行し、圏域内の1市4町それぞれの地域の業者を優先して指名業者を選定します。

※土木工事と建築工事については、格付基準に基づいて業者選定します。

※配水管布設(替)工事の業種(管工事、土木一式)選定について

広域化以前の各地域によって業種の選定経緯に異同があったことを考慮し、下記のとおり
の業種とします。

秩父地域	2,000万円まで管工事業	2,000万円を超えるもの土木一式
横瀬地域	土木一式	
皆野・長瀬地域	土木一式	
小鹿野地域	2,000万円まで管工事業	2,000万円を超えるもの土木一式

2 建設工事における最低制限価格、低入札価格調査基準価格について

新たに令和2年度から一般競争入札に変動型最低制限価格の設定を試行します。また、昨年度同様、指名競争入札に最低制限価格を設定し、総合評価方式による入札に低入札調査価格制度に基づく基準価格を設定します。

【変動型最低制限価格算出方法】(一般競争入札)

予定価格算出の基礎とした設計書に基づき、次に掲げる①から④の額の合計額に、0.9991から1.0000の範囲内で算出して得た数(以下「ランダム係数」という。)を乗じた額を基に算出します。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7(解体工事は10分の8)を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

なお、決裁権者が特別なものと認めた場合については、上記にかかわらず、算入率を変更します。(変更内容は案件ごとに公告文等でお知らせします。)

※ 算出方法の詳細については、別紙1をご参照ください。

【最低制限価格算出方法】（指名競争入札）

予定価格算出の基礎とした設計書に基づき、次に掲げる①から④の額の合計額に、100分の110を乗じた額（ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とします。ただし、決裁権者が特別なものと認めた場合については、下記の①から④の額の合計額にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とします。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7（解体工事は10分の8）を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 業務委託における最低制限価格について

建設工事に係る設計・調査・測量業務委託のうち、一般競争入札及び指名競争入札で執行するものは、最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格は、予定価格の3分の2から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった額に基づき算出します。

※ 算出方法は、**別紙2**をご参照ください。

4 内訳書について

内訳書は原則、すべての案件（工事・業務委託）で必須となります。各案件ごとに埼玉県電子入札共同システムに添付されておりますので、入札する際には必ず内訳書を添付してください。なお、不備のある内訳書を提出した者が行った入札、内訳書を提出しない者が行った入札は無効としますので、提出前に必ず確認してください。

5 設計金額等の公表について

予定価格、最低制限価格は事後公表とします。なお、令和2年度から、設計金額6,000万円未満の工事（1者のみから見積書を徴する随意契約を除く）について設計金額の事前公表を試行します。

6 契約保証金について

契約金額が500万円以上の工事請負契約及び業務委託契約については、契約金額の10分の1以上の契約保証金を付します。

7 前払金及び中間前払金について

前払金の支払いは、契約金額が130万円を超えるものを対象とします。また、中間前払金の支払いは、契約金額が500万円以上で工期が2月を超える工事が対象です。また、前払金の限度額は、1億5,000万円とします。

8 現場代理人の兼務について

1人の現場代理人が兼務できる工事は、工事の品質・工程・安全管理などが確保され、適切な施工が行われる工事について、当組合発注の2件とします。なお、建設工事に係る業務委託も同様です。

また、圏域内の秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町がそれぞれ発注する工事と当組合発注の工事について、原則兼務はできません。

9 電子入札について

令和2年度、契約検査課で執行（建設工事130万円以上、設計・調査・測量50万円以上）する案件につきましては、原則として電子入札により執行します。ただし、やむを得ない場合は紙入札により執行する場合があります。

入札に参加するには、電子入札システム利用者登録済であることを原則条件とします。現在、様々な業務の電子化が進む中、入札業務についても電子化は避けられない状況ですので、入札に参加する業者の皆様にはご理解いただき、電子入札の利用登録を進めるようお願いいたします。

水道局の案件では、平成28年度から電子入札による執行を進め、参加業者の皆様には電子入札による執行が浸透していると考えております。令和2年度からは、組織改正に伴い、事務局、消防の案件についても契約検査課で入札を執行することとなりますが、電子入札による執行が浸透するまでは、案件により紙入札を併用します。

なお、入札案件は、埼玉県電子入札共同システム又は入札情報公開システムを通じてお知らせしますので、希望する入札に参加できるよう随時、システムをご確認ください。

10 下請及び資材の発注について

下請及び資材の発注は、圏域内の経済活性化のため、できる限り圏域内の地元業者へ発注してください。なお、一般競争入札で実施する建設工事については、入札参加要件に圏域内下請負人の条項を設定します。

11 適正な賃金支払いについて

公共工事の積算に用いる労務単価は、国土交通省及び農林水産省が公共事業労務費調査の結果を基に決定しています。この点に十分留意し、労働者の適切な雇用や労働条件、建設業への新規入職者を確保するため、適切な賃金の支払いに努めてください。

なお、労務単価については、埼玉県ホームページの土木工事設計単価表で確認してください。

12 令和3年度以降の土木施設維持管理業務について

技能労働者が多く従事する土木施設維持管理業務において、労働環境の改善を図るため、令和3・4年度の当該業務の入札参加資格者名簿への登載は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への原則加入を条件とします。

ただし、社会保険等加入が適用除外のものは対象外とします。

なお、令和3・4年度の入札参加資格者名簿の申請受付は、令和2年度秋に実施する予定です。

※「社会保険等への加入」確認は、法令の規定により社会保険等に参加すべき者が適正に社会保険等に参加しているかを確認します。このため、法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている場合は、その適用除外が適正な適用除外かを確認します。

担当 秩父広域市町村圏組合 事務局 契約検査課 電話 23-2489

変動型最低制限価格について(一般競争入札)

電子入札による一般競争入札（建設工事に限る）で「変動型最低制限価格」を設定します。

【最低制限価格の算出方法】

1 最低制限基準価格（税抜き）を算定します。

最低制限基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書に基づき、次に掲げる算定率を乗じた額の合計額とします

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
97%	90%	90%	55%

なお、決裁権者が特別なものと認めた場合については、上記算入率を変更します。
(変更内容は案件ごとに公告文等でお知らせします。)

2 最低制限価格（税抜き）を算定します。

上記1の算定額に「ランダム係数」を乗じて最低制限価格の110分の100を算定します。「ランダム係数」は、電子入札の入札書提出時に自動的に決定されるくじ番号を利用して算出し、0.9991 から1.0000 の範囲で、0.0001 刻みの10通りの数値とします。

(ランダム係数の算出方法は、次頁をご参照ください。)

3 最低制限価格を決定します。

上記2の算定額に100分の110を乗じて、最低制限価格を決定します。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とします。

【ランダム係数の算出方法】

1 電子入札による入札書受付日時が一番早い者と一番遅い者のくじ番号の和(ただし、この和が4桁になるときは、下3桁)を求める。

【例】入札書受付日時が一番早い者のくじ番号	725
入札書受付日時が一番遅い者のくじ番号	698
くじ番号の和1423 (下3桁に調整)	<u>423</u>

2 次表により、上記1で求めた3桁の番号に対応する「ランダム係数」を求める。
『くじ番号の和**423**に対応するランダム係数は**0.9995**となる。』

ランダム係数対応表

くじ番号の和	ランダム係数
000～099	0.9991
100～199	0.9992
200～299	0.9993
300～399	0.9994
400～499	0.9995
500～599	0.9996
600～699	0.9997
700～799	0.9998
800～899	0.9999
900～999	1.0000

3 例外的な措置

電子入札による入札書受付件数が2件未満の場合のランダム係数は、1.0000とする。

別紙 2

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における最低制限価格について

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託のうち、一般競争入札及び指名競争入札に最低制限価格を設定します。

【最低制限価格の算出方法】

下表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎になった額から算出される同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じた額とします。

ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
※ 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 (直接原価)	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
※ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※ 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分けます。

※ 上記業種区分に該当しない業種の最低制限価格の基準は、予定価格の3分の2から10分の9までの範囲内とします。

(_____部分について、算入率の引上げを行いました。)